

日倉(総)第 118 号
令和元年 7 月 10 日

各地区倉庫協会長 様

一般社団法人 日本倉庫協会
理事長 富 取 善 彦

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等について

掲題の件、消費税率の 10%への引上げを 3 か月後に控え、国土交通省大臣官房参事官（物流産業）から別紙のとおり依頼がありました。

内容といたしましては、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について及び「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力をお願い（協力依頼）の 2 点です。

上記 につきましては、消費税率の引上げに伴って、特定事業者（買手）が遵守すべき事項等を説明したもので、合わせてその内容が末尾の図表にまとめられています。

また につきましては、消費税率の引上げに伴う価格設定について、その考え方や留意事項を文章と図表によって説明したもので、消費税の転嫁に関しては内容に繰り返し触れています。

消費税率の引上げに関しては、すでに会員事業者におかれましては、継続的な取引先への周知等対応に努められているところかと存じます。また、軽減税率制度が設けられることに伴い、仕入税額控除における経費の仕訳を明確に行うことにつきましても適切な対応にご留意されるよう、重ねて申し添えます。

以上のことにつきまして、貴協会会員事業者に対し、ご周知等のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等について
令和元年 7 月 5 日付 国土交通省大臣官房参事官（物流産業）
2. 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
令和元年 6 月 経済産業大臣、公正取引委員会委員長
3. 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力をお願い（協力依頼）
令和元年 6 月 27 日付 消費者庁表示対策課長

以 上